

## 会員保障制度

新たな店舗サービスの導入を検討している会員や入会を検討している  
施術家からの問い合わせが多い本会の会員保障について紹介します。

### ○ 保障される場合

本会の保障制度は手技療法が対象です。運動療法は対象外となります。利用者にとって他動となる関節の曲げ伸ばしやストレッチは手技療法、利用者にとって自動となるリハビリやトレーニングは運動療法として本会は認定しています。ただし、手技療法中に効果測定のために動作確認として行われる歩行や車椅子からの移乗は、手技療法の一環として認められます。

### ○ 保障されない場合

保障されない場合の項目（手技に起因する場合）で問い合わせの多い2つについて説明します。

#### 会員保障内規（17）

「頸椎に対するスラスト法とこれに類する療法を行ったことにより生じた賠償責任」

厚生省（当時）の通達に準じた内容です。平成3年6月28日付の医事第58号（医薬類似行為に対する取扱いについて）に、一部の危険な手技の禁止として次の一文があります。

カイロプラクティック療法の手技には様々なものがあり、中には危険な手技が含まれているが、とりわけ頸椎に対する急激な回転伸展操作を加えるスラスト法は、患者の身体に損傷を加える危険が大きいので、こうした危険の高い行為は禁止する必要があること。

スラスト法という名称でなくとも同等の手技は保障の対象になりません。ただし、これは頸椎に対するすべての施術を禁止することやスラスト法そのものを禁止することではありません。胸椎や腰椎に対してスラスト法を行ったことで生じた賠償責任は保障の対象です。

#### 会員保障内規（19）

「無資格者が行った業務により生じた賠償責任」

無資格者の定義で問合せの多い項目です。別の言い方をすると「国家資格を必要とする業務において無資格者が行い生じた賠償責任」となります。事例として、鍼師の資格を有していない柔道整復師や整体師が行った鍼治療に起因する賠償責任があげられます。鍼治療を行うためには医師を除き鍼師の国家資格が必要です。柔道整復師は国家資格ではありますが、鍼治療という点から見れば無資格者に該当します。



本会は整体やリラクゼーションのような民間手技施術は、資格がなくても行えるとの認識です。資格が必要ない行為に対して無資格という概念自体ありません。当然ながら、民間手技施術家が行った手技に起因する賠償責任は民間手技施術家会員保障内規での対象となります。また、店舗の研修のみでデビューされるセラピストも、施術を仕事としたいれば入会資格を有し保障制度の対象です。

### NOTE POINT

今回取り上げた「会員保障内規」は、会員の方は「会員のしおり」  
会員以外の方は本会ホームページで確認いただけます。

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル / クレーム対応無料電話相談・JHANewsの発行・会員保障制度など  
ご希望の方には病氣やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

国家資格者

会員種別

正会員 A 準会員

すべての治療家、施術家に  
安心・安全を提供します

入会金無料

民間施術者

会員種別

正会員 B

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】



# 一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: [info@jha-shugi.jp](mailto:info@jha-shugi.jp)

◎ JHANewsのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ◎

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日) FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町4-4-11 日本橋SSビル2F

